

記者発表資料

～関係機関・団体が連携して取組めます！～

「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」設立

喫緊の課題である道路の老朽化対策には、重量を違法に超過した大型車両に対する取組みが肝要です。また、違法な重量超過車両は安全性が担保されておらず、重大事故に繋がる危険性も高まります。

そこで、関東地方整備局は大型車両に関する知見や情報共有、効果的な取組みを行うことを目的として、関東地域の関係機関・団体に構成する「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」を設立し、下記のとおり第1回目の会議を行いました。

1. 開催日時 平成28年1月29日（金） 14:00～16:00
2. 開催場所 九段第3合同庁舎11階 共用会議室4
3. 主な議事内容
 - （1）設立趣旨、規約、委員および運営計画（平成29年度までの3ヶ年計画）が承認されました。
 - （2）「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」について、これまでの経緯から最近の状況まで確認しました。
 - （3）委員から抽出された大型車両を取り巻く課題のうち、特に広報によって解決を図っていく課題について確認しました。
 - （4）広報を中心とした具体的な取組方針を確認しました。
4. 配布資料 別添資料1：会議概要 別添資料2：会議次第、設立趣旨、規約、委員名簿



<第1回連絡協議会の開催風景>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 千葉県政記者会 神奈川県政記者クラブ
都庁記者クラブ 埼玉県政記者クラブ

お問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 道路部 交通対策課
課長補佐 小嶋 正一（こじま しょういち） 電話 048-600-1346（直通）

【第 1 回】大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会 会議概要

1. 会議開催日時・場所

- 日時：平成 28 年 1 月 29 日（金） 14 時 00 分～16 時 00 分
- 場所：九段第 3 合同庁舎 11 階 共用会議室 4

2. 座長（関東地方整備局 地域道路調整官）挨拶の概要

- ・高度経済成長期に一齐に整備された道路施設は急速に老朽化が進み、安全性が危惧されている。
- ・重量を違法に超過した大型車両が道路橋の劣化に対して大きな影響を与えているため抜本的な対策が必要。
- ・大型車両に関する知見や情報共有を行い、連携した取組みを継続的に展開していくことを目的に、関係機関・関係団体からなる「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」を設立する。
- ・道路構造物の長寿命化、効率的かつ迅速な物流の実現、そして交通の危険防止の観点から大型車の通行適正化は必要不可欠なものであり、実現に向けて協力願いたい。

3. 議事内容

①議事概要

- 1) 「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会(仮称)」の設立について
 - ・設立趣旨、規約、委員および本連絡協議会の運営計画について、承認された。
- 2) 「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」について
 - ・適正化方針発表に至る背景、経緯から最近の運用状況まで、概要を確認した。
- 3) 大型車両を取り巻く課題と対策（案）について
 - ・大型車両を取り巻く現状の課題の共有、そして今後連絡協議会として広報によって解決を図っていく課題について確認した。その他の課題については次回以降の連絡協議会で議論する。
- 4) 広報の具体的な取り組み方針（案）について
 - ・運送事業者、荷主に加え、社会一般に対しても大型車両を取り巻く現状について認知、理解を求め、課題解決を図るため、新聞広告や SNS をはじめとする各種媒体を利用し、継続的な情報発信を行っていくことを確認した。

②主な意見等

- ・特殊車両通行許可申請が受理されるまでに相当の時間を要しているため、許可までの期間を短縮化してほしい。
- ・大型車の適正な通行について広く理解を頂くためには、道路が傷むことで補修工事による渋滞に巻き込まれる等、道路を利用される方にも影響があることについて、分かりやすく道路管理者側からお知らせする必要がある。
- ・団体では違反車両排除に向けて取組みを行い、効果を上げているが、今後道路管理者及び関係行政機関とも本協議会を通じて連携を図りたい。

4. その他

1) 雪に関する注意喚起（事務局より）

- ・昨今、突然の大雪により大型車両の立ち往生が発生し、交通に大きな影響を及ぼしている。今週末にも大雪の予報が発表されているため、早期のタイヤチェーン装着について関係団体を通じて注意喚起の協力を願いたい。

5. 今後の予定

- ・次回の連絡協議会は 3 月中旬頃

【第1回】大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会(仮称)

日時:平成28年1月29日(金)

14:00~16:00

場所:九段第3合同庁舎11F

共用会議室4

＜会議次第＞

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

1)「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会(仮称)」について

2)「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」について

3) 大型車両を取り巻く課題と対策(案)

4) 広報の具体的な取り組み方針(案)について

4. その他

5. 閉会

「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」について

1. 設立趣旨

昭和30年代を中心とした高度経済成長期に一斉に建設された道路ストックが高齢化し、建設後50年を経過する割合が増加する中、今後さらに道路構造物の老朽化が進みます。平成24年には中央自動車道笹子トンネル上り線で天井板崩落事故が発生し、9名の尊い命が犠牲となる大事故が発生しました。これを契機に道路構造物の高齢化の現状に警鐘が鳴らされ、道路インフラ全体の危機として認識が改められました。

道路の老朽化問題を受け、適切な道路の維持管理及び修繕を行っていくとともに、いかに既存の道路ストックを守り、長寿命化させていくか検討する必要があります。

その中で、道路の劣化に対し大きな影響を与えるとされる重量を違法に超過した大型車両への抜本的な対策が重要視されています。道路構造物の保全および交通の安全を確保するために、道路法第47条第1項に基づく一般的制限値を超える車両（以下、「特殊車両」という）については、道路管理者による許可制度（特殊車両通行許可制度）が設けられています。しかしながら、制度を無視した悪質な無許可車両による走行が後を絶たないことから、平成26年5月9日に発表された「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」に示された「基準の2倍以上の重量超過違反車両の即告発」という制度が翌年2月23日から運用されています。

大型車両の適正かつ安全な走行実現のために道路管理者、関係行政機関、関係企業団体等が連携し、情報共有や意見交換を行って、こうした現状を改善するためには、運送事業者や荷主をはじめ、ひいては社会一般まで特殊車両通行許可制度を浸透させていくことが重要です。また、従来の個々の取組みを融合・発展させて、広報を中心としたより良い取組みを継続することも重要です。

このため、大型車両の走行に関する知見や情報の交換、取組内容や連携活動の検討等を継続的に行うことを目的として、「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」を設立するものです。なお、本連絡協議会は特殊車両の通行需要が非常に高い東京都、神奈川県、千葉県の1都2県（全国の特殊車両通行許可申請件数の約15%を占める）を管轄する関係組織によって構成します。

「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」規約

(名称)

第1条 本会議は、「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」(以下、「連絡協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 連絡協議会は、大型車両の運転者及び関係する事業者の適正かつ安全な走行に向け、道路管理者、関係行政機関、関係企業団体等が連携し、各組織で取り組んでいる内容を踏襲し、従来とは異なる手法も取り入れながら取り組みを展開するため、大型車両の走行の安全性や重量違反車両の取締に関する知見について、情報の共有や意見交換、取組内容や連携活動の検討等を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 連絡協議会は、道路管理者、関係行政機関、関係企業団体等の各員(以下「委員」という。)をもって構成する。

2. 連絡協議会には、委員の互選により座長を置く。

3. 座長は、関東地方整備局 地域道路調整官が務め、議事その他の会務を統括する。

(連絡協議会及び活動事項)

第4条 連絡協議会は、目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 大型車両の走行に関する知見や情報の共有や意見交換に関すること
- (2) 取組内容の検討に関すること
- (3) 連携活動の検討に関すること
- (4) 連絡協議会の取組の効果検証と継続的な取組に関すること
- (5) その他

(連絡会)

第5条 連絡協議会は、定期的に座長が召集する。

2. 座長は必要に応じ、連絡協議会に委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。

(事務局)

第6条 連絡協議会の運営に関する事務は、国土交通省関東地方整備局道路部交通対策課が行うものとする。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則) この規約は、平成28年1月29日から施行する。

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会委員 名簿

(順不同)

○関係企業団体

- ・ 一般社団法人 千葉県トラック協会
- ・ 一般社団法人 東京都トラック協会
- ・ 一般社団法人 神奈川県トラック協会
- ・ 一般社団法人 全国クレーン建設業協会 千葉支部
- ・ 一般社団法人 全国クレーン建設業協会 東京支部
- ・ 一般社団法人 全国クレーン建設業協会 神奈川支部

○関係行政機関

- ・ 警視庁 交通部
- ・ 千葉県警察本部 交通部
- ・ 神奈川県警察本部 交通部
- ・ 国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部
- ・ 国土交通省 関東運輸局 自動車交通部
- ・ 国土交通省 関東運輸局 自動車監査指導部
- ・ 国土交通省 関東運輸局 自動車技術安全部

○道路管理者

- ・ 国土交通省 関東地方整備局 道路部
- ・ 千葉県 県土整備部
- ・ 東京都 建設局 道路管理部
- ・ 神奈川県 県土整備局 道路部
- ・ 千葉市 建設局 土木部
- ・ 川崎市 建設緑政局 道路管理部
- ・ 横浜市 道路局 道路部
- ・ 相模原市 都市建設局 土木部
- ・ 東日本高速道路株式会社 関東支社 管理事業部
- ・ 中日本高速道路株式会社 東京支社 保全・サービス事業部
- ・ 中日本高速道路株式会社 八王子支社 保全・サービス事業部
- ・ 首都高速道路株式会社 保全・交通部